

閉鎖土地登記簿の取扱いについて (お知らせ)

このたび、当局高島出張所において、コンピュータ化により閉鎖された高島市の土地の登記簿の電子化が完了しました。

つきましては、電子情報を利用した事務の取扱いを、以下のとおり開始することとしましたので、お知らせします。

取扱庁	大津地方法務局高島出張所
取扱開始日	令和3年6月1日(火)
謄抄本の交付の取扱い	A4版の用紙に印刷し、各用紙を二つ折りすることなく、右横端(所在欄側)の裏側に認証文及び登記官印を押印して交付します。
閲覧の取扱い	A4版の用紙に印刷したものを交付します。
請求の方法	窓口又は郵送による送付請求に変更はありません。 なお、登記情報提供サービス、オンライン送付請求及び登記情報交換サービスの御利用はできません。
その他	謄抄本1筆600円、閲覧1筆450円

令和3年4月

大津地方法務局 登記部門